

# 名古屋高裁金沢支部

## 関西電力高浜原発 1～4号機運転差し止め 仮処分即時抗告審の第3回審尋

令和6年(ラ)第36号 高浜発電所1～4号機運転差止仮処分申し立て却下決定に対する控訴事件

抗告人 中島哲演 ほか1名

相手方 関西電力株式会社

### 意見陳述書(2)

2025年2月28日

名古屋高等裁判所金沢支部御中

抗告人 中島哲演 他1名

#### ① 三つの「原発神話」

(1) 旧・通産省は、国策民営の原発を推進する一つ目の理由として、高度経済成長や現代都市文明繁栄のための「必要性」を挙げていました。

1970年の大阪万博会場に、美浜1号機の「原子の火」が初めて送電され、原発は華々しいデビューをはたしました。その国民的な共感・支持を「神話」と化しながら、日本列島に原発群が増えたことは周知の通りです。

しかしその影では、過疎・辺境の地に限って原発は立地され、反対運動に遭遇して阻止された地点も少なくありませんでした。中小の事故・トラブルの延長上に、2011年3月の「フクシマ」が引き起こされたことを、どれほど厳しく反省してもし過ぎることはないでしょう。

(2) 原子力行政・原子カムラは、二つ目の理由として、「安全神話」をふりまきま

した。平常時は「五重の壁」で守り、事故時でも「止める、冷やす、閉じ込める」から、「安全」というそれでした。が、それらはチェルノブイリとフクシマにおいて完全崩壊しました。

「本件原発(大飯原発3・4号機)において、かような事態を招く具体的危険性が万一でもあるのかが判断の対象とされるべきであり、福島原発事故の後において、この判断を避けることは裁判所に課された最も重要な責務を放棄するに等しいものと考えられる。」(2014年、福井地裁の樋口判決)

という司法判断こそ、国民大多数の意思を代弁していたのだといえましょう。

(3) 原発立地を受け入れた地元の三つ目の理由として、「地域の恒久的な福祉」への寄与がありました。真実、そうでしたでしょうか。「フクシマ」の一事を推して万事を知るべきではないでしょうか。こ

の点についても、前記の司法判断に耳傾けたいと思います。

「豊かな国土とそこに国民が根を下ろして生活していることが国富であり、これ

を取り戻すことができなくなることが国富の喪失であると当裁判所は考えている」と。

## ② 「乾式貯蔵」の狙いは原発延命 → 使用済み核燃料の増加・蓄積

関西電力は、2023 年末までに使用済み核燃料の県外への搬出先の見通しが得られなければ美浜 3 号機と高浜 1・2 号機の老朽原発 3 機を停止すると県知事に約束していました。

その約束を反故にして、同電力は現在、2024 年度中(本年 3 月末)に、ロードマップの見直し(青森県の再処理工場やフランスへの使用済み核燃料搬出の杜撰な見直し)で件の老朽炉停止の約束を、またまた反故にしかねません。

しかも関西電力は、同社の美浜・大飯・

高浜の原発敷地内に使用済み核燃料の乾式貯蔵施設の建設願いまで、各地元自治体や県議会・県知事に申し出ている始末です。その容認の是非をめぐり、地域振興との取引も激しく展開されています。

使用済み核燃料の県外搬出が思うにまかせず、それらのプールの満杯が 3 ~ 5 年以内に迫っている関西電力としては、美浜 3 号機、大飯 3・4 号機、高浜 1-4 号機の存続・延命のための窮余の対策なのです

## ③ 先ず、原発稼働を止め、熟議を!

小浜市民と歴代の市長は、過去半世紀にわたって、小浜原発 4 機と使用済み核燃料中間貯蔵施設の誘致を退け続けてきました。

「核のごみ誘致許さじ然(さ)はあれど他所(よそ)ならよきやと人の問うあり」

「ふるさとの孫子のなげき核のごみ残すわれらのふかき罪はも」(小浜市松本浩 85 歳)

という倫理的な問いかけを、前記の反対運動の中でも小浜市民はしてまいりました。

原発を動かさなければ、使用済み核燃

料は堪えません。

先ず、原発稼働を止めて、大電力消費地の自治体・企業・住民もふくめた全当事者が共通のテーブルに集い、「核のごみ」の管理・処理方法や、原発依存社会からの脱却について熟議することを改めて心から訴えます。その限りにおいて、使用済み核燃料の「乾式貯蔵」も全否定するものではありません。

貴裁判所が、本控訴審において、高浜原発 1-4 号機、とくに老朽炉の 1・2 号機の稼働を即時に止めて、司法の良心・良識の光を輝かせてください。 合 掌

